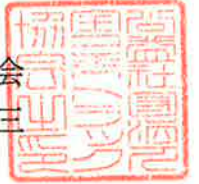


都道府県トラック協会
会 長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会 長 星野 良三



トラック運送業における適正な運賃・料金收受の推進について

平素は、当協会の事業運営等につきまして種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、貨物自動車運送事業者が十分な安全対策を講じるべく適正な運賃・料金を收受することを支援するため、国土交通省は、独占禁止法に係る解釈について公正取引委員会に確認したうえで、今後トラック協会が行うことができる適正な運賃・料金交渉に向けた具体的取組に対する考え方を取りまとめ、別添のとおり自動車局貨物課長より通達として発出されたところです。

全日本トラック協会といたしましては、引き続き原価計算セミナーの開催により原価意識の向上を図るとともに、今後、運賃データ等を効果的に調査・公表する等を検討してまいりますので、その際はご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、本通達におけるスローガンについての記載に関し、「適正運賃收受」を総会等のスローガンに掲げることにについて公正取引委員会に再確認しましたところ、それ自体は問題にはならないとの見解が示されましたが、このスローガンがきっかけとなり、共同での荷主等との価格交渉等の具体的行動が行われることのないよう、十分に注意して頂きますようお願い申し上げます。

つきましては、貴協会においてスローガンを掲げる際は、その趣旨を傘下会員事業者に対し周知徹底していただくとともに、「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」(公正取引委員会 平成22年1月1日改正発出)に基づき、適切な情報提供を行っていただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

●別添資料

「トラック運送業における適正な運賃・料金收受の推進について」

(平成26年4月4日付け 国自貨第1号)

【参考】公正取引委員会ホームページ

◎事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針

<http://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/jigyoshadantai.html>



お問合せ先

(公社) 全日本トラック協会 企画部 和田・本間

電話：03-5323-7625

経営改善事業部 中込・飯塚

電話：03-5323-7627

国 自 貨 第 1 号
平 成 2 6 年 4 月 4 日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局貨物課長



トラック運送業における適正な運賃・料金收受の推進について

国土交通省においては、適正な取引の確保及び輸送の安全を阻害する行為の防止等のため、今般、省令等を改正し、取組を強化することとしたところである。

については、制度の円滑な施行に向け、貨物自動車運送事業者が十分な安全対策を講じるべく適正な運賃・料金を收受することを支援するため、公益社団法人全日本トラック協会及び各都道府県トラック協会において、下記の具体的取組を推進されたい。

なお、これらの取組に係る私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に係る解釈については、公正取引委員会に確認済みであることを申し添える。

記

1. 適正な運賃・料金交渉に向けた取組の強化について

貨物自動車運送事業者の適正な運賃・料金交渉に向けた取組の強化を図るため、トラック協会において原価計算セミナーの実施等に積極的に取り組まれたい。

この場合において、トラック協会が、会員事業者を集め、2で公表された過去の価格及び原価の最大値、平均値及び最小値の説明及び質疑応答を行うこと、また、原価意識に基づいた経営の徹底を呼びかけることは独占禁止法上問題とならない（ただし、トラック協会が、会員事業者の価格及び原価が一定の価格

及び原価となるよう指導又は誘導する場合、また、個々の会員事業者の価格及び原価を明示する場合を除く。。

なお、トラック協会が貨物自動車運送事業者の荷主等との交渉を促すためスローガンを決定・広報することについては、トラック業界の窮状を荷主に訴えるにすぎない場合を除いては、独占禁止法上問題となるおそれがあるため、事前に公正取引委員会に確認されたい。

2. 価格（運賃・料金）、原価の公表について

貨物自動車運送事業者と荷主等との間の交渉にあたり、価格（運賃・料金）、原価の水準、動向等は双方にとって重要な参考情報であるところ、これらの集計及び公表に積極的に取り組まされたい。この場合において、以下の方法により集計・公表することは独占禁止法上問題とならない（ただし、個別取引における価格等の具体的な情報が会員事業者間で共有されることとなる場合を除く。）。

(1) 価格（運賃・料金）を公表することについて

トラック協会が、任意に収集した偏りのない一定のサンプル事業者の過去の実勢運賃額、料金額について、規模別又は地域別単位に集計し、年度毎に「最大値」、「平均値」及び「最小値」を公表すること。

(2) 原価の公表について

トラック協会が、任意に収集した偏りのない一定のサンプル事業者の過去の前原価について、1台あたりないし1kmあたり等の原価を規模別又は地域別単位に集計し、年度毎に「最大値」、「平均値」及び「最小値」を公表すること。